

三保半島景観形成ガイドライン  
[道路編]

静岡市

# 三保半島景観形成ガイドライン

## [道路編]

### 目次

<b>1. 目的と位置付け</b> .....	<b>1</b>
1-1. 目的 .....	1
1-2. 位置付け .....	1
<b>2. ガイドラインの運用方法と対象</b> .....	<b>2</b>
2-1. ガイドラインの利用者と運用方法 .....	2
2-2. ガイドラインの対象 .....	2
<b>3. 景観面から見た課題と将来の景観像</b> .....	<b>4</b>
3-1. 景観面から見た課題 .....	4
3-2. 将来の景観像 .....	5
<b>4. 道路景観形成の原則</b> .....	<b>6</b>
4-1. 道路の役割 .....	6
4-2. 道路景観形成の原則 .....	6
<b>5. 路線別の景観配慮内容</b> .....	<b>7</b>
5-1. 道路景観配慮の視点 .....	7
5-2. 路線毎に着目した景観配慮の段階 .....	8
5-3. 配慮内容 .....	8
5-3-1. 計画・設計段階 .....	11
5-3-2. 施工段階 .....	29
5-3-3. 維持管理段階 .....	33
<b>6. チェックシート</b> .....	<b>36</b>
6-1. チェックシートの使い方 .....	36
6-2. チェックシート .....	36

# 1.目的と位置付け

## 1-1.目的

2013年6月、富士山は、その周辺の構成資産を含み、世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」として登録されました。富士山は、古より霊峰富士として畏れ崇められる対象となるとともに、遠方より望む秀麗な姿が多くの芸術作品の主題となるなど、日本人の信仰や美意識などと深く関係を持ってきました。また、富士山周辺の神社や登山道、風穴、湖沼などの多数の文化財が富士山の価値を構成する資産として大切に受け継がれてきています。

こうした中、構成資産の一つである三保松原は、『万葉集』以降多数の和歌の題材や謡曲『羽衣』の舞台になり、また15～16世紀以降は三保松原を手前に配した構図が富士山画の典型となるなど、詩歌や絵画をはじめとする多数の芸術作品を生み出す、富士山眺望の重要な景勝地の一つになっています。

しかし、霊峰富士を仰ぎ見る県道三保駒越線(三保街道)をはじめとする道路空間は、「信仰の対象」と「芸術の源泉」としての世界文化遺産(構成資産)を有する三保半島の中において、富士山の眺望景観への配慮が十分であるとは言えない状況が見受けられます。

道路景観は、道路空間だけでなく、沿道のまち並みと一体となって形成されるものです。このため、官民が互いの領域の景観を尊重し補完し合いながら、景観形成に努めていくことが求められます。

この「三保半島景観形成ガイドライン[道路編]」(以下「ガイドライン」という。)は、こうした現状と要求を踏まえ、地域の景観形成の骨格となりうる道路の景観について三保半島にふさわしい整備の水準を指針として示すものであり、道路拡幅事業をはじめ、電線類の地中化やバリアフリー化などの道路整備事業、また維持管理を行っていく際に活用されることを想定しています。

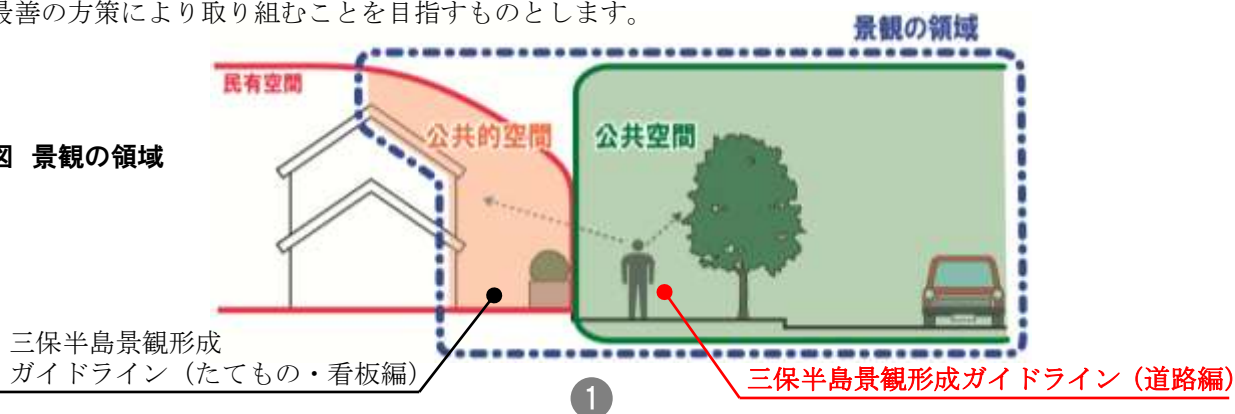
こうした取組みを官民の連携により進めていくことで、地域住民にとっては自らの景観として誇ることができ、また観光客などの来訪者にとっても魅力ある三保半島のまち並みとなることを目指しています。

## 1-2.位置付け

このガイドラインは、「静岡市景観計画(平成20年4月、静岡市)」を踏まえて、三保半島内における主要な道路とその沿道における景観形成の基本的な考え方や配慮内容を示した2つの手引書(公共空間を対象とした「道路編」と公共的空間を対象とした「たてもの・看板編」)のうちの1つです。

なお、関連法令や関連事業など不可避の要件などにより実現が困難な場合は、地域の実情に沿って最善の方策により取り組むことを目指すものとします。

図 景観の領域



## 2.ガイドラインの運用方法と対象

### 2-1.ガイドラインの利用者と運用方法

#### (1)想定する利用者

ガイドラインは、主に以下の方々の利用を想定しています。

- ①三保半島で道路整備に携わる静岡市等職員
- ②三保半島で道路整備に携わる民間事業者等

#### (2)運用方法

ガイドラインは、上記「(1)想定する利用者」が、道路整備の各段階で配慮すべき事柄(配慮内容)を確認し、より魅力的な景観の形成のための検討や選択などの場面で利用されることを想定しています。

具体的には、道路を構成する要素について、景観上の配慮内容をガイドラインで参照できるようにすることで、景観形成についての方針や水準を検討するとき、また具体的な形態意匠や色彩を選択するときなどに利用してもらうことを想定しています。

さらに、将来、対象とする路線を景観重要公共施設<sup>\*1</sup>に指定する際、整備に関する方針や占用の許可等の基準を定める上でのたたき台とすることを想定しています。

### 2-2.ガイドラインの対象

ガイドラインが対象とするのは、三保半島内において道路幅員や交通量などから主要な道路として位置付けられる路線、また富士山への眺望や神社参道などの自然的、歴史的な特徴があり、景観形成を積極的に進めることが必要であると考えられる路線とします。

具体的には、県道三保駒越線、市道塚間羽衣線、市道羽衣海岸線、参道、神の道の5路線とします。

表 対象路線の概要

路線名称	概要		
	対象区間	延長	幅員(計画幅員)
1.(県)三保駒越線(三保街道)	駒越東町交差点～三保北交差点	約 2,900m	14m (計画 20m)
2.(市)塚間羽衣線	羽衣海岸線～三保駒越線	約 700m	新設 (計画 20m)
3.(市)羽衣海岸線	国道 150 号～塚間羽衣線	約 2,400m	新設 (計画 12m)
4.参道	塚間の渡し～御穂神社	約 1,400m	4～6m
5.神の道	御穂神社～羽衣の松	約 600m	

※1：景観重要公共施設とは、景観法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号)に基づく景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)を対象に、景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意した場合、景観計画に「景観重要公共施設の整備に関する事項」や「景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準」などを位置付けることができる施設である。

なお、景観重要公共施設に指定された公共施設は、景観計画の整備に関する事項などに即した整備を行うこととなる。また、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年 3 月 23 日法律 39 号)第 3 条(電線共同溝を整備すべき道路の指定)に対する特例などが措置される。



図 対象5路線の位置

# 3. 景観面から見た課題と将来の景観像

## 3-1. 景観面から見た課題

三保半島は、道路や公園などの公共空間を視点場とした際、美しい霊峰富士の姿を眼前に仰ぎ見ることのできる景観上素晴らしい地域であると言えます。

こうした中、三保半島を代表する観光地の三保松原が2013年に富士山の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されたことにより、それらを目当てに訪れる観光客の増加がまちの活性化にも繋がることと期待されています。

しかし、三保半島のまち並み景観を改めて見てみると、富士山への眺望を遮るように架かる電線類をはじめ、道路内に立つ電柱、信号柱、道路照明灯及び道路標識、また沿道の屋外広告物や建築物などが、富士山への眺望に十分配慮しているとは言い難い状況になっています。

このような状況の中、観光客が世界文化遺産の三保松原を目指して訪れる際、富士山が三保半島のどこからでも美しく、また魅力的に見えるよう、三保半島は公共空間と民有空間のいずれにおいても、富士山への眺望について景観面から配慮された地域であることが望まれます。

また、観光客だけに留まらず、三保半島で暮らす人や事業を営む方々にとって、富士山を中心とする美しく魅力的なまちを形成していくことは、皆の心を豊かにするとともに、世界文化遺産の地に暮らすことへの誇りと愛着を一層掻き立て、まちづくりへの参画のきっかけにもなり得ると考えます。



三保駒越線(三保街道)



羽衣海岸線(予定地)



塚間羽衣線



参道



神の道

## 3-2. 将来の景観像

三保半島では、当該地域が「世界文化遺産の構成資産の地」であるという認識を地域の住民や事業者、行政職員のそれぞれで共有し、富士山への眺望景観を中心とする美しく魅力的なまち並みづくりに取り組んでいくこととします。

### 世界遺産にふさわしい三保半島のまち並みづくり

このため、三保半島においては、古来より当該地域から見えていた富士山に畏敬の念を払い、これからも富士山を如何に美しく魅力的に見せていくことができるかを「図と地」の関係<sup>※1</sup>から捉え、景観の形成を進めていくものとします。

遠方に望む富士山や沿道の建築物などを「図」として捉え、道路や公園などの公共空間、あるいは公共施設を「地」として捉えて、「地」は「図」である富士山や沿道建築物などを引き立てながら、双方がバランスよく調和した景観を形成していきます。



三保松原から望む富士山

※1：心理学で、ある物が他の物を背景とし全体の中で浮き上がって明瞭に知覚されるとき、前者を「図」といい、後者(背景になる物)を「地」という。これを景観の中で整理したとき、景観の主役となる物(例えば富士山など)を「図」として位置付け、それを引き立てる物(例えば道路など)を「地」として位置付けて表わす。

# 4.道路景観形成の原則

## 4-1.道路の役割

道路は人々の往来や物資の流通などの交通機能としての役割を担い、地域社会の発展に大きく貢献する重要な公共施設です。

また、地域住民や事業者などが生活や事業を営む上で必要なガス、上下水道などのライフラインを地下に収容したり、交流、防災、環境要素などを内包したりする空間機能を併せ持つ施設です。

ガイドラインに基づく景観形成は、こうした道路が有する本来の役割や機能を満足した上で、まち並み景観の形成に寄与するための取組みを進めていくものとします。

## 4-2.道路景観形成の原則

道路を景観面から捉えると、道路は地形の変化を直接受けながら連続する空間であること、また周囲の地域特性などによる様相が加わることで、都市イメージをより強く印象付ける、景観の骨格になるものであると言えます。

また、道路はその場に長く存在し、周囲に影響を与え続けるもの、さらにはその規模や不特定多数の人の利用により大勢の人の目に触れるものであることから、まちのイメージを印象付けて地域の景観の先導役を担う存在にもなり得るものであると言えます。

このため、道路の景観形成は、地域となりわいと調和し、地域に受け入れられるものとする必要があります。

また万人にとって使い勝手のよい、飽きのこないシンプルなものとする必要があります。

こうしたことから、以下の5点を道路の景観形成の原則とします。

- ①機能の尊重 : 機能を尊重した必然性のあるおさまりへの配慮
- ②一貫性の保持 : 道路の特性に基づく景観形成の一貫性の保持
- ③環境への配慮 : 周囲の環境に敬意を払う景観の形成
- ④デザインの洗練 : 控えめで洗練された道路景観の創造
- ⑤華美の排除 : 付加的で過剰なデザインの排除



# 5.路線別の景観配慮内容

## 5-1.道路景観配慮の視点

### (1)道路景観配慮の時期

道路事業を進捗段階で大別すると、企画・構想段階、計画・設計段階、施工段階、維持管理段階の4段階が考えられます。しかし、ここでは、新設道路の検討を行う際に該当する企画・構想段階を除いた、計画・設計段階、施工段階、維持管理段階の3段階に分けて配慮内容を整理しています。



### (2)道路の構成要素

上記の「道路景観配慮の時期」のうち、特に「計画・設計段階」は、道路を構成する要素毎に異なる配慮内容が想定されるため、以下に示す道路の構成要素に分類して示します。

なお、構成要素の分類は、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第3版-静岡県公共事業における景観配慮の指針-」(平成26年7月、静岡県)を参照しています。

表 道路空間を構成する要素(道路の構成要素)

項目	構成要素	説明
①道路附属物等	A 防護柵(ガードレール、ガードパイプ) B 道路照明灯 C 道路標識・信号機 D 電柱・電線共同溝地上機器 E その他(バス停、電話ボックス等)	道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保等その他道路の管理上必要な施設又は工作物を対象とする。(道路附属物) 道路管理者の許可を得て特定の工作物等を設けて継続して道路を使用するものを対象とする。(道路占用物)
②舗装	F 車道舗装 G 歩道舗装	車道及び歩道の舗装を対象とする。
③樹木等	H 植栽	道路内に設ける樹木及び花壇等を対象とする。



### (3)道路景観配慮の視点

道路景観の形成において、特に計画・設計段階では、道路の各構成要素について以下の視点から整理を行っています。なお、構成要素によっては以下の視点が該当しないものがあります。

表 道路景観配慮の視点

視点	概要
配置	道路の構成要素の設置場所の配慮内容を示します。
素材・種類	道路の構成要素の材質あるいは素材感、または種類などに関する配慮内容を示します。
形状	道路の構成要素の形や大きさなどの形状に関する配慮内容を示します。
色彩	道路の構成要素を色相、明度などに着目して配慮内容を示します。

## 5-2.路線毎に着目した景観配慮の段階

ガイドラインは、三保駒越線(三保街道)をはじめ、塚間羽衣線、羽衣海岸線、参道、神の道の5路線に関する景観形成上の配慮内容を示しています。

しかし、それぞれの路線は、現在の整備状況や使われ方などから、下表に示す路線毎の配慮段階として整理しています。

このため、計画・設計段階では「三保駒越線(三保街道)」と「羽衣海岸線」について道路の構成要素別の配慮内容を示し、施工段階と維持管理段階では、5路線共通の配慮内容を示します。

表 路線毎の配慮段階

路線	状況	配慮段階		
		計画・設計段階	施工段階※	維持管理段階
1.三保駒越線 (三保街道)	一部区間で道路拡幅、電線類地中化の検討が進行中	●	●	●
2.塚間羽衣線	道路整備がほぼ完了	—	●	●
3.羽衣海岸線	道路整備が進行中	●	●	●
4.参道	現状変更の予定なし	—	●	●
5.神の道	現状変更の予定なし	—	●	●

※既存道路においては、再整備を行う場合を対象としています。

### 5-3.対象路線の道路空間を構成する要素

「5-1.道路景観配慮の視点」と「5-2.路線毎に着目した景観配慮の段階」を踏まえて整理した下表に沿って、次頁以降に配慮内容を示しています。

表 対象路線の道路空間を構成する要素

段階	対象路線	構成要素		
計画・設計段階	三保駒越線 (三保街道)	①道路附属物等	A 防護柵 C 道路標識・信号機 E その他	B 道路照明灯 D 電柱・電線共同溝地上機器
		②舗装	F 車道舗装	G 歩道舗装
		③樹木等	H 植栽	
	羽衣海岸線	①道路附属物等	A 防護柵 C 道路標識・信号機 E その他	B 道路照明灯 D 電柱
		②舗装	F 車道舗装	G 歩道舗装
	施工段階	5 路線共通		
維持管理段階	5 路線共通			



# 5-3-1. 計画・設計段階

Plan-Design phase



## (1) 三保駒越線(三保街道) (以下「三保駒越線」という。)

### ■路線の位置付け・特性

三保駒越線は、三保半島を南北に貫き、地域の主産業である重工業や住民の生活を支える道路としてだけでなく、世界文化遺産富士山の構成資産である「三保松原」への主要なアクセスルートとしても利用されている重要な道路です。

また、三保駒越線は、当該道路を北進する際に正面に雄大な富士山を仰ぎ見ることになり、景観上も重要な道路の一つです。

三保駒越線では、現在、一部区間で道路拡幅整備に合わせた無電柱化の検討が進められており、将来、富士山への眺望景観を中心とした一層の景観向上が期待されています。



### ■道路景観形成の配慮方針

#### 世界文化遺産「富士山」への眺望を美しく引き立てる道路景観づくり

世界文化遺産「富士山」の雄大で美しい姿を道路附属物などにより遮ることなく、沿道のまち並み景観と一体となって一層引き立てる道路景観づくりを行っていきます。



■現況



■計画断面図 ※都市計画決定時の参考図面であり、今後変更する場合があります。

## ①道路附属物等

### A 防護柵

防護柵は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵(横断防止柵)の2つに分けられます。

このうち、車両用防護柵は、景観上大きな影響を及ぼすことのない縁石などの他施設により、交通安全対策が図られた場合は設置しないことを基本とします。

ただし、交差点部など、安全確保が必要な箇所で設置する場合は、富士山への眺望を妨げない形態、意匠及び色彩を用いるようにしてください。また、歩道舗装や道路照明灯など、他の道路施設の形態、意匠及び色彩との調和にも配慮してください。

歩行者自転車用柵(横断防止柵)は、車両用防護柵と同様に、安全確保が必要な場合は、周囲の景観への配慮や他の道路施設との調和に配慮して設置してください。

#### ■配慮内容

- A-1. 交通安全対策上、設置が必要な場合は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵(横断防止柵、転落防止柵等)のいずれにおいても透過性が高く、走行車両からの眺めなど、景観的な観点から、道路縦断方向に伸びるビーム状のパイプ形式のものを使用する。
- A-2. 防護柵の高さは、沿道のまち並み景観の妨げにならないよう、最高0.7~0.8mまでとする。(車両用防護柵と歩行者自転車用柵の併用時)(転落防止柵を除く)
- A-3. 防護柵の支柱は等間隔にし、規則正しくすっきりとした景観を形成する。
- A-4. 防護柵を車道側と歩道側の双方から見ても表裏を感じさせない、デザイン性に優れ、かつシンプルな形状のものとする。
- A-5. 防護柵の色彩は、目立たず比較的明るい色調のまち並み景観と調和するよう、グレーベージュとする。  
(グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- A-6. 電線共同溝用地上機器(以下「地上機器」という)を歩道上に設置する場合に車道側に設ける防護柵は、その前後に設ける防護柵の形状に合せ、色彩はグレーベージュとする。(グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- A-7. 地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くことなど、付加的な装飾は避ける。

三保駒越線については特に富士山眺望景観に配慮した道路景観を創出するため、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省監修)」に掲げるダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュの3色のうち、背景となる富士山との調和や意識調査の結果を踏まえ、グレーベージュを基本色とすることとします。



縁石や花壇などで歩車の分離することで、すっきりとした景観になっています(中央区日本橋)



ベージュを用いることで、周囲の景観に融和しています(名古屋市)

## B 道路照明灯

道路照明灯は、他の構成要素に比べて背が高く、設置場所などによっては富士山への眺望を遮るものになりかねません。

道路照明灯は、交差点部などの交通安全対策上必要な箇所限定して設けるなど、設置本数を減らすようにしてください。

交差点部以外に設ける必要がある場合は、道路照明灯の配置、形態、意匠及び色彩に配慮し、富士山への眺望を可能な限り妨げないようにしてください。

### ■配慮内容

- B-1. 沿道のまち並み及び富士山への眺望の妨げにならないよう、  
設置本数を減らすための工夫を行う。
- B-2. 設置場所は歩道(車道寄り)を基本とし、千鳥配置あるいは向合せ配置とする。
- B-3. 照明柱の形状には、シンプルかつ富士山への眺望阻害を最小限にする  
直線型を採用する。
- B-4. 支柱は可能な限り細くする。
- B-5. 灯具先端の車道へのはみ出し距離は、歩車道境界から0~1m程度とする。
- B-6. 照明柱の色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また設置された防護柵との調和を図るため、グレーベージュとする。  
(グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- B-7. 道路標識・信号機器、法定外案内標識などとの共架、統合化を進める。



支柱を細く、形状をシンプルにすることで、背景を大きく阻害していません(神戸市)



直線的なデザインを用いた統合柱にすることで、周囲の景観に融和しています(中央区銀座)



## C 道路標識・信号機

道路標識・信号機は、道路照明灯と同様に背が高く、富士山への眺望を遮るものになりかねません。

また道路標識のうち、経路案内標識で多く用いられているF型標識の場合、道路上空に大きな板面を設けることになるため、富士山への眺望を妨げるおそれがあります。

道路標識・信号機は、配置(設置方法)、掲載内容、形態、意匠及び色彩に配慮し、富士山への眺望を可能な限り妨げることのないようにしてください。

### ■配慮内容

- C-1. 道路標識・信号機の設置場所は、歩道(車道寄り)を基本とする。
- C-2. 道路標識のうち、経路案内標識(主に105、106、108系標識)はF型(道路張り出し型)を基本とするが、富士山への眺望を遮らないよう、可能であれば路側型を採用する。
- C-3. 道路標識の設置は必要最小限とする。
- C-4. 経路案内標識は、掲載内容を整理して必要最小限とし、板面のサイズを可能な限り小さくする。
- C-5. 道路標識・信号機の支柱は可能な限り細くする。
- C-6. 道路標識・信号機の支柱などの色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また防護柵を設置する際は調和を図るため、グレーベージュとする。  
(グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- C-7. 道路標識の裏面は、支柱と同色を塗布する、あるいは同色の裏面板を設置する。
- C-8. 警戒・規制・指示標識及び案内標識の一部などは、道路照明柱や信号柱などと共架、統合化を進める。特に交差点部においては積極的に実施する。



歩行者用信号と道路標識、道路照明灯が統合されることで、すっきりとした景観になっています(名古屋市)



道路標識のうち、経路案内標識はF型(道路張り出し型)を基本として設置します(静岡市)



道路標識が統合、整理されることで、足もとの景観が軽やかになっています(千代田区丸の内)

## D 電柱・電線共同溝地上機器

三保駒越線は、現在、富士山への眺望を確保することを目的に、駒越東町交差点から羽衣の松入口交差点までの区間(約 2,250m)のうち、富士山が正面に見える 1,360mについて、無電柱化(電線共同溝)を計画しています。

このため、三保駒越線では、上記区間においては無電柱化の推進を基本とします。なお、無電柱化により生じる電線共同溝地上機器については、歩道舗装、道路照明灯、防護柵などの他の道路施設の形態、意匠及び色彩との調和や配置について配慮してください。

一方、羽衣の松入口交差点から三保北交差点までの区間(約 620m)においては、無電柱化の検討区間となっていないため、電柱の設置については、富士山への眺望を可能な限り妨げることのない配置(設置方法)になるようにしてください。

### ■配慮内容

- D-1. 無電柱化を図る。
- D-2. 無電柱化検討区間外の電柱は、富士山への眺望を妨げないよう配慮して設置する。
- D-3. 地上機器の色彩は、他の道路附属物との調和及び周囲の景観への融和を図るため、グレーページとする。  
(グレーページとは、10YR6.0/1.0 程度[マンセル値]とする。)



グレーページを用いることで、周囲のまち並みに融和しています(静岡市)



防護柵も電線共同溝地上機器と同じ色に塗装されることで、統一感が生まれています(名古屋市)

## E その他(バス停、電話ボックス等)

バス待合所(バス停標識、バス停上屋)、公衆電話所などの、地域住民の生活利便性向上に資する道路占用物以外は、設置しないことを基本とします。

バス待合所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物は、富士山への眺望を妨げず、周囲の景観に馴染む形態、意匠及び色彩を用いるようにしてください。

### ■配慮内容

- E-1. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物の設置場所は、**歩道(車道寄り)を基本とする。**
- E-2. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物は、それぞれの機能を満たした上で、**自己主張せず、周囲の景観に馴染む、シンプルな形状とする。**
- E-3. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物の色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また道路照明柱などの調和を図るため、**グレーベージュを基本とする。**  
なお、**必要に応じてダークブラウンなどの同系色**を用いてもよい。  
**(グレーベージュとは 10YR6.0/1.0 程度、ダークブラウンとは 10YR2.0/1.0 程度 [マンセル値]とする。)**
- E-4. ストリートファニチャーなどを設置する場合は、**道路附属物や周囲の景観との調和、さらには富士山への眺望に配慮して、控えめな設えとする。**



ダークグレーを用い、シンプルな形状とすることで、落ち着いた景観となっています(京都市)



オフホワイトを用いることで、木々の緑と相まって清々しさを感じさせています(京都市)\*



ポラード(車止め)をシンプルな形状にすることで、主張することなく、周囲の景観に馴染んでいます(千代田区丸の内)



支柱をベージュにすることで、まち並みに融和しています(千代田区丸の内)

## ②舗装

### F 車道舗装




三保駒越線において富士山を眺望する際、車道は視界に占める部分が大きな要素になります。このため、特に車道面は、富士山への眺望を引き立てる「地」としての役割を果たす意匠や色彩としてください。

#### ■配慮内容

- F-1. 自動車の円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
- F-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。
- F-3. 自転車走行空間を設ける場合、路面は低彩度の色彩を用いる。

#### 【参考】

静岡市では、注意喚起の目的ごとに使用する色彩を以下のとおり設定します。  
(平成 23 年 3 月 17 日付け 22 静建道道保第 3624 号)

施工する場所と使用する色			
	信号機のない交差点	自転車走行空間	歩道のない路肩
市街地	10R 4/6 (ベンガラ) 	2.5PB 6/4 (青) 	2.5G 4/4 (緑) 

※表中の番号は、マンセル表色系によるものである。

## G 歩道舗装

歩道舗装は、車道舗装と同様に、装飾的または華美な設えとせず、富士山への眺望を引き立てる「地」としての役割を果たしつつ、世界文化遺産「富士山」構成資産の地として品格のある形態、意匠及び色彩としてください。

### ■配慮内容

- G-1. 歩行者、車いす及び自転車などの円滑な走行性を確保した上で、  
コンクリート平板などの**ブロック系舗装**とする。
- G-2. ブロック系舗装は、シンプルな**正方形、長方形を基本**とする。
- G-3. ブロック系舗装材の敷設パターン(柄)は華美にならず、控えめな意匠となるよう、  
**格子型や雁行型を基本**とする。
- G-4. 舗装材の色彩は、沿道景観との調和、富士山への眺望を引き立てる素地となるよう、  
また経年の汚れなどが目立ちにくくなるよう、  
**比較的高い明度の無彩色を3色程度組み合わせ**て用いる。
- G-5. 舗装材は将来の**維持修繕を考慮したもの**とする。
- G-6. 視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合は、  
**ブロックと路面との輝度比を2.0程度**に保った上で色彩を選定する。  
(輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度(cd/m<sup>2</sup>)/周辺舗装の輝度(cd/m<sup>2</sup>))  
(「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(平成23年8月、財団法人国土技術研究センター))



同様の色相で、異なる複数の明度の舗装材を組み合わせることで、汚れが目立たないようにしています(名古屋市)



無彩色の、異なる複数の明度の舗装材を組み合わせることで、周囲の景観を引き立てます(千代田区丸の内)



視覚障害者誘導用ブロックと路面をグレーの濃淡で敷設することで、輝度比を確保しています(千代田区丸の内)



視覚障害者誘導用ブロックの凸部のみを黄色にして、輝度比を確保しながら目立ちにくくしています(千代田区丸の内)

### ③樹木等

#### H 植栽

歩道構成及び無電柱化に伴う電線共同溝の埋設により、構造上歩道部分への街路樹の植栽は計画されていませんが、植栽が可能な場合は、富士山への眺望を妨げないよう、高さや枝張りに注意して樹種等の選定を行うようにしてください。

また、植物は生き物でもあるため、長期に渡って管理していくことにも配慮して樹種等を選定してください。

#### ■配慮内容

- H-1. 植樹する場合は、要所となる交差点部などにシンボリックに樹木を配置したり、富士山への眺望景観に配慮の上、低木などにより修景する。
- H-2. 道路の役割や機能、富士山や沿道のまち並み、さらには地域の特性との調和に配慮して、樹種や樹高などを選定する。



中低木を用いることで、沿道のまち並み景観を大きく妨げないようにしています(静岡市)



低木や草花を用いることで、まちなみに潤いを感じさせてくれます(千代田区丸の内)



ちょっとした草花だけでも、まちなみに潤いを与えます(中央区日本橋)



街路樹の足元に草花を植えることで、和らいだ景観を感じさせてくれます(名古屋市)



## (2) 羽衣海岸線

### ■路線の位置付け・特性

羽衣海岸線は、国道 150 号と塚間羽衣線（新設）を繋ぐ新道です。

羽衣海岸線は、海側を通る太平洋岸自転車道に並行して建設される道路であり、完成後は静岡 IC 及び（仮）静岡東スマート IC 方面から国道 150 号を経由して三保松原へ訪れる際のルートの一つになることが想定される道路です。

駿河湾の海岸際を通る道路であることから、海への開放的な景観を楽しみながらドライブできる道路になるとともに、松原の中を通る道路でもあるため、観光気分を一層掻き立てる道路になることが期待されます。

また、三保駒越線と並行して通ることから、三保駒越線の慢性的な渋滞の緩和も期待されます。



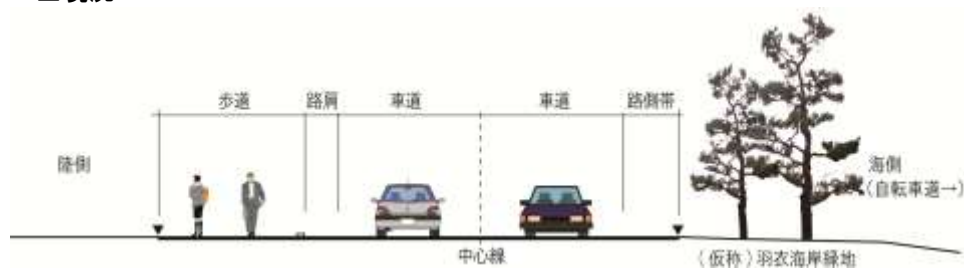
### ■道路景観形成の配慮方針

#### 駿河湾への眺望と三保松原の魅力を引き出す道路景観づくり

雄大で開放的な駿河湾への眺望を守り、世界文化遺産の構成資産である「三保松原」へ向かう期待を引き出す道路景観づくりを行っていきます。



#### ■現況



#### ■計画断面図 ※都市計画決定時の参考図面であり、今後変更する場合があります。



## ①道路附属物等

### A 防護柵

防護柵は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵(横断防止柵、転落防止柵など)の2つに分けられます。

このうち、車両用防護柵は、景観上大きな影響を及ぼすことのない縁石などの他施設により、交通安全対策が図られた場合は設置しないことを基本とします。

ただし、交差点部やカーブ区間など、安全確保が必要な箇所では、形態、意匠及び色彩に配慮して設置し、駿河湾などの自然景観への眺望を可能な限り妨げないようにしてください。

また、道路照明灯など、他の道路施設の形態、意匠及び色彩との調和にも配慮してください。

歩行者自転車用柵(横断防止柵)は、車両用防護柵と同様に、安全確保が必要な場合は、周囲の景観への配慮や他の道路施設との調和に配慮して設置してください。

また、官民境界で用いる転落防止柵なども、周囲の景観及び他の道路施設との調和に配慮して設置してください。

#### ■配慮内容

- A-1. 交通安全対策上、設置が必要な場合は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵(横断防止柵、転落防止柵等)のいずれにおいても透過性が高く、走行車両からの眺めなど、景観的な観点から、道路縦断方向に伸びるビーム状のパイプ形式のものを使用する。
- A-2. 防護柵の高さは、沿道のまち並み景観や周囲の自然景観への眺望の妨げにならないよう、最高 0.7~0.8mまでとする。(車両用防護柵と歩行者自転車用柵の併用時)(転落防止柵を除く)
- A-3. 防護柵の支柱は等間隔にし、規則正しくすっきりとした景観を形成する。
- A-4. 防護柵を車道側と歩道側の双方から見ても表裏を感じさせない、デザイン性に優れ、かつシンプルな形状のものとする。
- A-5. 防護柵の色彩は、茶系色で統一している国道 150 号線や塚間羽衣線に接続する路線として、また松原との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
(ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0 程度[マンセル値]とする。)
- A-6. 地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くことなど、付加的な装飾は避ける。



ダークブラウンを用いることで、落ち着いた景観を創出しています(静岡市)



細い支柱や横桟を用いることで、開放感のある景観となっています(静岡市)

## B 道路照明灯

道路照明灯は、他の構成要素に比べて背が高く、連続して設置されることもあるため、設置場所などによっては駿河湾などの自然景観への眺望を遮るものになりかねません。

道路照明灯は、交差点部やカーブ区間の交通安全対策上必要な箇所限定して設けるなど、設置本数を減らすようにしてください。

交差点部やカーブ区間以外に設ける必要がある場合は、道路照明灯の配置、形態、意匠及び色彩に配慮し、駿河湾などへの眺望景観を可能な限り妨げないようにしてください。

### ■配慮内容

- B-1. 交差点部やカーブ区間に設置する。
- B-2. 設置場所は、歩道(車道寄り)を基本とし、片側配置(交差点部は除く)とする。
- B-3. 照明柱の形状には、シンプルかつ周囲の自然景観への眺望阻害を最小限にする直線型を採用する。
- B-4. 支柱は可能な限り細くする。
- B-5. 灯具先端の車道へのはみ出し距離は、歩車道境界から0~1m程度とする。
- B-6. 照明柱の色彩は、茶系色で統一している塚間羽衣線に接続する路線として、また松原との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
(ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- B-7. 道路標識・信号機器、法定外案内標識などとの共架、統合化を進める。



直線型で、かつ灯具の出幅が少ない形状を用いることで、周囲の景観を阻害していません(静岡市)



歩道照明に道路標識を統合することで、余分な支柱の設置を軽減しています(静岡市)

## C 道路標識・信号機

道路標識・信号機は、道路照明灯と同様に、周囲の自然景観への眺望を遮るものになりかねません。

また道路標識のうち、経路案内標識で多数用いられているF型標識の場合、道路上空に大きな板面を設けることになるため、富士山や駿河湾などの自然景観への眺望を妨げるおそれがあります。

道路標識・信号機は、配置(設置方法)、掲載内容、形態、意匠及び色彩に配慮し、富士山や駿河湾などの自然景観への眺望を可能な限り妨げることのないようにしてください。

### ■配慮内容

- C-1. 道路標識・信号機の設置場所は、歩道(車道寄り)を基本とする。
- C-2. 道路標識のうち、経路案内標識(主に105、106、108系標識)はF型(道路張り出し型)を基本とするが、富士山や松原などの自然景観への眺望を遮らないよう、また周囲の自然景観との調和を図るよう、可能であれば路側型を採用する。
- C-3. 道路標識の設置は必要最小限とする。
- C-4. 経路案内標識は、掲載内容を整理して必要最小限とし、板面のサイズを可能な限り小さくする。
- C-5. 道路標識・信号機の支柱は可能な限り細くする。
- C-6. 道路標識・信号機の支柱などの色彩は、茶系色で統一している塚間羽衣線に接続する路線として、また沿道の緑豊かな木々との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
(ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
- C-7. 道路標識の裏面は、支柱と同色を塗布する、あるいは同色の裏面板を設置する。
- C-8. 警戒・規制・指示標識及び案内標識の一部などは、道路照明柱や信号柱などと共架、統合化を進める。特に交差点部においては積極的に実施する。



ダークブラウンの道路照明灯に信号機と道路標識を統合することで、すっきりした景観になっています(静岡市)



道路標識の裏面もダークブラウンとすることで、統一感を感じます(静岡市)

## D 電柱

羽衣海岸線は、既存の太平洋岸自転車道に並行し海岸際を通る、雄大で開放感のある駿河湾への眺望が魅力的な道路になることが想定されます。

このため、海岸側への設置は控えるようにします。また、羽衣海岸線での道路横断架空線も設けないようにします。

なお、電柱の設置に対しては、周囲のまち並み景観との調和に配慮した配置(設置方法)や色彩になるようにしてください。

### ■配慮内容

- D-1. 道路横断架空線は設けない。
- D-2. 電柱の設置場所は、富士山や松原などの自然景観への眺望を妨げないよう配慮して設置する。
- D-3. 電柱の色彩は、他の道路附属物との調和及び周囲の景観への融和を図るため、ダークブラウンとする。  
(ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0 程度[マンセル値]とする。)



ダークブラウンを用いることで、同色の照明柱との調和を感じます(静岡市)



ダークブラウンを用いることで、周囲のまち並みに配慮しています(静岡市)

## E その他(バス停、電話ボックス等)

バス待合所(バス停標識、バス停上屋)、公衆電話所などの、地域住民の生活利便性向上に資する道路占用物以外は、設置しないことを基本とします。

バス待合所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物は、富士山や駿河湾などの自然景観への眺望を妨げず、周囲の景観に馴染む形態、意匠及び色彩を用いるようにしてください。

### ■配慮内容

- E-1. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物の設置場所は、**歩道(車道寄り)を基本とする。**
- E-2. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物は、それぞれの機能を満たした上で、**自己主張せず、周囲の景観に馴染む、シンプルな形状とする。**
- E-3. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びポラードなどの道路附属物の色彩は、道路照明柱などとの調和を図るため、**ダークブラウンを基本とする。**  
なお、**必要に応じてグレーベージュなどの同系色を用いてもよい。**  
(**ダークブラウンとは 10YR2.0/1.0 程度、グレーベージュとは 10YR6.0/1.0 程度 [マンセル値]とする。**)
- E-4. ストリートファニチャーなどを設置する場合は、**道路附属物や松原の景観との調和に配慮して、控えめな設えとする。**



ダークブラウンを用いることで、周囲のまち並みや街路樹に融和しています(千代田区丸の内)



ダークブラウンを用いることで、歩車道境界が際立つとともに、まち並み全体に落ち着きを感じられます(北九州市)



支柱にダークブラウンを用いることで、落ち着きを感じられます(静岡市)



ダークブラウンを用いることで、まち並みに配慮しています(静岡市)



シンプルな形状にすることで、まち並みに馴染んでいます(名古屋市)

## ②舗装

### F 車道舗装

---

国道 150 号と接続し、同じ駿河湾への眺望が開けた海辺部を通る羽衣海岸線は、国道 150 号との連続性に配慮するとともに、周囲の自然景観を引き立てる「地」としての役割を果たす意匠や色彩としてください。

#### ■配慮内容

- F-1. 自動車の円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
- F-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

### G 歩道舗装

---

歩道舗装は、車道舗装と同様に、装飾的または華美な設えとせず、周囲の自然景観を引き立てる「地」としての役割を果たすようにしてください。

#### ■配慮内容

- G-1. 歩道は、歩行者、車いす及び自転車などの円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
- G-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

# 5-3-2. 施工段階

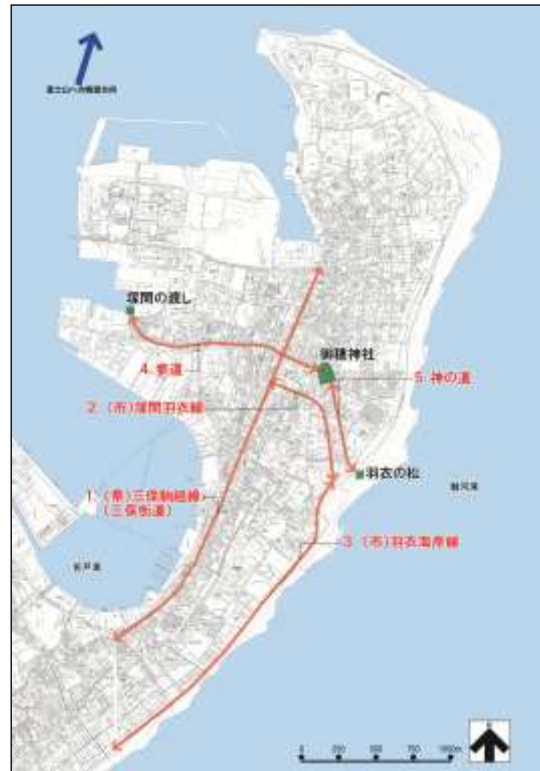
Construction phase



## 5路線共通 (三保駒越線(三保街道)、塚間羽衣線、羽衣海岸線、参道、神の道)

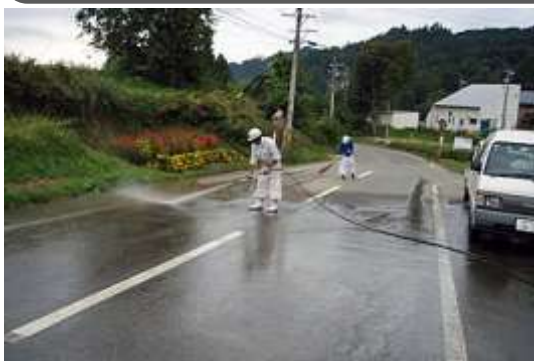
施工段階は、道路事業のうち施工時の配慮内容を示すものです。

既存道路や新設道路の5路線共通で整理しています。



### ■配慮内容

- A-1. 計画等の意図を理解して一貫性を保つよう努める。
- A-2. 建設資材の種類や方向を揃えたり、建設機器を整然と並べるなどしてすっきりとした現場環境の保持に努める。
- A-3. 現場事務所等の仮設物は、民地あるいは市民が通常通行する道路などの場所から離して建てたり、色彩の工夫などにより、周囲への圧迫感や威圧感を軽減する。
- A-4. 現場及びその周囲では、砂埃や路面への泥はねの処理を含む清掃に努める。
- A-5. 仮囲いなどの建設機材に対して、景観的な配慮を施すよう配慮する。
- A-6. 将来の維持修繕を予め検討した上で、景観に配慮した材料を使用するよう努める。
- A-7. 上下水道、消火栓、ガス等のマンホールの蓋は華美な装飾を施さないよう努めるとともに、構造上可能な限り、周囲で用いている舗装材をマンホールの蓋に施し、一体的なデザインとする。



工事現場及びその周囲の清掃を行うことで、景観への影響を軽減しています



地域の歴史や物語を掲載することで、見ていて楽しい仮囲いになっています(千代田区丸の内)





正方形の平板舗装材をマンホールの蓋に埋め込むことで、途切れのない、一体性を出しています(静岡市)



2色の平板舗装材を上手くマンホールの蓋に埋め込むことで、連続した敷設パターンを確保しています(静岡市)



視覚障害者誘導用ブロックをマンホールの蓋にも敷設することで、途切れのない誘導を可能にしています(静岡市)



# 5-3-3. 維持管理段階

Maintenance phase



## 5路線共通 (三保駒越線(三保街道)、塚間羽衣線、羽衣海岸線、参道、神の道)

維持管理段階は、道路事業のうち維持管理時の配慮内容を示すものです。

既存道路や新設道路の5路線共通で整理しています。



### ■配慮内容

- A-1. 道路の破損などの異常を早期に発見し補修できるよう、道路パトロール(三保駒越線、神の道)による日常的な見回りを実施する。
- A-2. 担当者が変わっても、適切な維持管理が引き継がれるよう、維持管理における景観形成上の基本的な考え方やスケジュールを作成する。
- A-3. 素材や形態意匠を踏襲でき、維持管理がしやすいよう、照明灯などは既製品を基本とする。
- A-4. 歩道舗装の打ち換えや標識柱の塗り替えなどの修繕は、現状の素材や形態意匠、色彩などを踏襲することを基本とする。ただし、維持管理上又は景観上見直しが必要と判断される場合は、関係者間で仕様を協議・調整のうえ修繕する。
- A-5. 塗装による修繕の際は、修繕箇所のみを塗装するのではなく、修繕箇所を含めた一定の区画など、区切りのよい範囲を対象として行い、修繕箇所が目立たないようにする。
- A-6. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

#### 【参考】

道路附属物の修繕または更新時には、維持管理面と景観面とのバランスを考慮し、下表を参考にしながら、関係者間で仕様を協議・調整のうえ決定する。

#### 道路附属物の推奨色

路線	ポラード、車止め、照明柱 標識柱(直径 318.5mm 未満)等	標識柱(直径 318.5mm 以上)
三保駒越線	グレーベージュ	亜鉛メッキ
塚間羽衣線 羽衣海岸線 参道 神の道	ダークブラウン	



日常的な見回り(道路パトロール)を行うことで、異常を早期に発見し補修するようにしています(静岡市)



異常には早期に対応することで、安全面と景観面の双方から維持を図っています(静岡市)

# 6.チェックシート

## 6-1.チェックシートの使い方

### (1)チェックシートの掲載について

良好な道路景観を形成していくには、配慮内容に沿った取組みを着実に行っていく必要があります。

ここでは、「計画・設計段階」「施工段階」「維持管理段階」の3つの段階それぞれにおいて、整備、改修などの内容が配慮内容に適合しているかを簡潔に確認していただくためのチェックシートを掲載しています。

### (2)チェックシートの使い方

チェックシートの項目に沿って内容を確認し、記入してください。

自らが行おうとする、あるいは自らが行った景観形成への配慮を一覧できるため、適宜確認していただくことをお勧めします。

なお、チェックシートは各自保管し、各事業段階の担当者へ引継いでください。

## 6-2.チェックシート

以下に、「計画・設計段階」「施工段階」「維持管理段階」の3つの段階別のチェックシートを掲載します。

## 計画・設計段階

## 【三保駒越線(三保街道)】

## ■基本事項

チェック年月日	
チェック担当者	

## ■配慮内容のチェックリスト

## ①道路附属物等

## A 防護柵

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | A-1. 交通安全対策上、設置が必要な場合は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵（横断防止柵、転落防止柵等）のいずれにおいても透過性が高く、走行車両からの眺めなど、景観的な観点から、道路縦断方向に伸びるビーム状のパイプ形式のものを使用する。    |
| <input type="checkbox"/> | A-2. 防護柵の高さは、沿道のまち並み景観の妨げにならないよう、最高0.7～0.8mまでとする。（車両用防護柵と歩行者自転車用柵の併用時）（転落防止柵を除く）  |
| <input type="checkbox"/> | A-3. 防護柵の支柱は等間隔にし、規則正しくすっきりとした景観を形成する。  |
| <input type="checkbox"/> | A-4. 防護柵を車道側と歩道側の双方から見ても表裏を感じさせない、デザイン性に優れ、かつシンプルな形状のものとする。   |
| <input type="checkbox"/> | A-5. 防護柵の色彩は目立たず比較的明るい色調のまち並み景観と調和するよう、グレーベージュとする。（グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。）                                    |
| <input type="checkbox"/> | A-6. 電線共同溝用地上機器（以下「地上機器」という。）を歩道上に設置する場合に車道側に設ける防護柵は、その前後に設ける防護柵の形状に合せ、色彩はグレーベージュとする。（グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。） |
| <input type="checkbox"/> | A-7. 地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くことなど、付加的な装飾は避ける。  |

## B 道路照明灯

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | B-1. 沿道のまち並み及び富士山への眺望の妨げにならないよう、設置本数を減らすための工夫を行う。  |
| <input type="checkbox"/> | B-2. 設置場所は歩道（車道寄り）を基本とし、千鳥配置あるいは向合せ配置とする。  |
| <input type="checkbox"/> | B-3. 照明柱の形状には、シンプルかつ富士山への眺望阻害を最小限にする直線型を採用する。  |
| <input type="checkbox"/> | B-4. 支柱は可能な限り細くする。   |
| <input type="checkbox"/> | B-5. 灯具先端の車道へのはみ出し距離は、歩車道境界から0～1m程度とする。  |
| <input type="checkbox"/> | B-6. 照明柱の色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また防護柵を設置する際は調和を図るため、グレーベージュとする。（グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。） |
| <input type="checkbox"/> | B-7. 道路標識・信号機器、法定外案内標識などとの共架、統合化を進める。  |

## C 道路標識・信号機

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | C-1. 道路標識・信号機の設置場所は、歩道（車道寄り）を基本とする。  |
| <input type="checkbox"/> | C-2. 道路標識のうち、経路案内標識（主に105、106、108系標識）はF型（道路張り出し型）を基本とするが、富士山への眺望を遮らないよう、可能であれば路側型を採用する。                  |
| <input type="checkbox"/> | C-3. 道路標識の設置は必要最小限とする。   |
| <input type="checkbox"/> | C-4. 経路案内標識は、掲載内容を整理して必要最小限とし、板面のサイズを可能な限り小さくする。   |
| <input type="checkbox"/> | C-5. 道路標識・信号機の支柱は可能な限り細くする。  |
| <input type="checkbox"/> | C-6. 道路標識・信号機の支柱などの色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また防護柵を設置する際は調和を図るため、グレーベージュとする。（グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。） |
| <input type="checkbox"/> | C-7. 道路標識の裏面は、支柱と同色を塗布する、あるいは同色の裏面板を設置する。  |

<input type="checkbox"/>	C-8. 警戒・規制・指示標識及び案内標識の一部などは、道路照明柱や信号柱などと共架、統合化を進める。特に交差点部においては積極的に実施する。
<b>D 電柱・電線共同溝用地上機器</b>	
<input type="checkbox"/>	D-1. 無電柱化を図る。
<input type="checkbox"/>	D-2. 無電柱化検討区間外の電柱の設置場所は、富士山への眺望を妨げないように、歩道（民地寄り）とする。
<input type="checkbox"/>	D-3. 地上機器の色彩は、他の道路附属物との調和及び周囲の景観への融和を図るため、グレーベージュとする。（グレーベージュとは、10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。）
<b>E その他(バス停、電話ボックス等)</b>	
<input type="checkbox"/>	E-1. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物の設置場所は、歩道（車道寄り）を基本とする。
<input type="checkbox"/>	E-2. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びボードなどの道路附属物は、それぞれの機能を満たした上で、自己主張せず、周囲の景観に馴染む、シンプルな形状とする。
<input type="checkbox"/>	E-3. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びボードなどの道路附属物の色彩は、富士山への眺望景観と融和し、また道路照明柱などとの調和を図るため、グレーベージュを基本とする。 なお、必要に応じてダークブラウンなどの同系色を用いてもよい。 (グレーベージュとは10YR6.0/1.0程度、ダークブラウンとは10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
<input type="checkbox"/>	E-4. ストリートファニチャーなどを設置する場合は、道路附属物や周囲の景観との調和、さらには富士山への眺望に配慮して、控えめな設えとする。
<b>② 舗装</b>	
<b>F 車道舗装</b>	
<input type="checkbox"/>	F-1. 自動車の円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
<input type="checkbox"/>	F-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。
<input type="checkbox"/>	F-3. 自転車専用道を設ける場合、路面は低彩度の色彩を用いる。
<b>G 歩道舗装</b>	
<input type="checkbox"/>	G-1. 歩行者、車いす及び自転車などの円滑な走行性を確保した上で、コンクリート平板などのブロック系舗装とする。
<input type="checkbox"/>	G-2. ブロック系舗装は、シンプルな正方形、長方形を基本とする。
<input type="checkbox"/>	G-3. ブロック系舗装材の敷設パターン(柄)は華美にならず、控えめな意匠となるよう、格子型や雁行型を基本とする。
<input type="checkbox"/>	G-4. 舗装材の色彩は、沿道景観との調和、富士山への眺望を引き立てる素地となるよう、また経年の汚れなどが目立ちにくくなるよう、比較的高い明度の無彩色を3色程度組み合わせて用いる。
<input type="checkbox"/>	G-5. 舗装材は将来の維持修繕を考慮したものとする。
<input type="checkbox"/>	G-6. 視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合は、ブロックと路面との輝度比を2.0程度に保った上で色彩を選定する。(輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度(cd/m <sup>2</sup> )/周辺舗装の輝度(cd/m <sup>2</sup> )) (「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(平成23年8月、財団法人国土技術研究センター))
<b>③ 樹木等</b>	
<b>H 植栽</b>	
<input type="checkbox"/>	H-1. 植樹する場合は、要所となる交差点部などにシンボリックに樹木を配置したり、富士山への眺望景観に配慮の上、低木などにより修景する。
<input type="checkbox"/>	H-2. 道路の役割や機能、富士山や沿道のまち並み、さらには地域の特性との調和に配慮して、樹種や樹高などを選定する。



## 計画・設計段階

## 【羽衣海岸線】

## ■基本事項

チェック年月日	
チェック担当者	

## ■配慮内容のチェックリスト

## ①道路附属物等

## A 防護柵

- A-1. 交通安全対策上、設置が必要な場合は、車両用防護柵と歩行者自転車用柵（横断防止柵、転落防止柵等）のいずれにおいても透過性が高く、走行車両からの眺めなど、景観的な観点から、道路縦断方向に伸びるビーム状のパイプ形式のものを使用する。
- A-2. 防護柵の高さは、沿道のまち並み景観や周囲の自然景観への眺望の妨げにならないよう、最高 0.7～0.8m までとする。（車両用防護柵と歩行者自転車用柵の併用時）（転落防止柵を除く）
- A-3. 防護柵の支柱は等間隔にし、規則正しくすっきりとした景観を形成する。
- A-4. 防護柵を車道側と歩道側の双方から見ても表裏を感じさせない、デザイン性に優れ、かつシンプルな形状のものとする。
- A-5. 防護柵の色彩は、茶系色で統一している国道 150 号線や塚間羽衣線に接続する路線として、また松原との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
（ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0 程度[マンセル値]とする。）
- A-6. 地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くことなど、付加的な装飾は避ける。

## B 道路照明灯

- B-1. 交差点部やカーブ区間に設置する。
- B-2. 設置場所は、歩道（車道寄り）を基本とし、片側配置（交差点部は除く）とする。
- B-3. 照明柱の形状には、シンプルかつ周囲の自然景観への眺望阻害を最小限にする直線型を採用する。
- B-4. 支柱は可能な限り細くする。
- B-5. 灯具先端の車道へのはみ出し距離は、歩車道境界から 0～1m 程度とする。
- B-6. 照明柱の色彩は、茶系色で統一している塚間羽衣線に接続する路線として、また松原との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
（ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0 程度[マンセル値]とする。）
- B-7. 道路標識・信号機器、法定外案内標識などとの共架、統合化を進める。

## C 道路標識・信号機

- C-1. 道路標識・信号機の設置場所は、歩道（車道寄り）を基本とする。
- C-2. 道路標識のうち、経路案内標識（主に 105、106、108 系標識）は F 型（道路張り出し型）を基本とするが、富士山や松原などの自然景観への眺望を遮らないよう、また周囲の自然景観との調和を図るよう、可能であれば路側型を採用する。
- C-3. 道路標識の設置は必要最小限とする。
- C-4. 経路案内標識は、掲載内容を整理して必要最小限とし、板面のサイズを可能な限り小さくする。
- C-5. 道路標識・信号機の支柱は可能な限り細くする。
- C-6. 道路標識・信号機の支柱などの色彩は、茶系色で統一している塚間羽衣線に接続する路線として、また沿道の緑豊かな木々との調和を配慮して、ダークブラウンとする。  
（ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0 程度[マンセル値]とする。）
- C-7. 道路標識の裏面は、支柱と同色を塗布する、あるいは同色の裏面板を設置する。

<input type="checkbox"/>	C-8. 警戒・規制・指示標識及び案内標識の一部などは、道路照明柱や信号柱などと共架、統合化を進める。特に交差点部においては積極的に実施する。
<b>D 電柱</b>	
<input type="checkbox"/>	D-1. 道路横断架空線は設けない。
<input type="checkbox"/>	D-2. 電柱の設置場所は、富士山や松原などの自然景観への眺望を妨げないよう配慮して設置する。
<input type="checkbox"/>	D-3. 電柱の色彩は、他の道路附属物との調和及び周囲の景観への融和を図るため、ダークブラウンとする。 (ダークブラウンとは、10YR2.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
<b>E その他(バス停、電話ボックス等)</b>	
<input type="checkbox"/>	E-1. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物の設置場所は、歩道(車道寄り)を基本とする。
<input type="checkbox"/>	E-2. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びボードなどの道路附属物は、それぞれの機能を満たした上で、自己主張せず、周囲の景観に馴染む、シンプルな形状とする。
<input type="checkbox"/>	E-3. バス待合所、公衆電話所などの道路占用物及びボードなどの道路附属物の色彩は、道路照明柱などとの調和を図るため、ダークブラウンを基本とする。 なお、必要に応じてグレーベージュなどの同系色を用いてもよい。 (ダークブラウンとは10YR2.0/1.0程度、グレーベージュとは10YR6.0/1.0程度[マンセル値]とする。)
<input type="checkbox"/>	E-4. ストリートファニチャーなどを設置する場合は、道路附属物や松原の景観との調和に配慮して、控えめな設えとする。
<b>②舗装</b>	
<b>F 車道舗装</b>	
<input type="checkbox"/>	F-1. 自動車の円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
<input type="checkbox"/>	F-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。
<b>G 歩道舗装</b>	
<input type="checkbox"/>	G-1. 歩道は、歩行者、車いす及び自転車などの円滑な交通機能を優先し、アスファルト舗装を基本とする。
<input type="checkbox"/>	G-2. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

**施工段階****【5路線共通】****■基本事項**

チェック年月日	
チェック担当者	

**■配慮内容のチェックリスト**

5路線共通	
<input type="checkbox"/>	A-1. 計画等の意図を理解して一貫性を保つよう努める。
<input type="checkbox"/>	A-2. 建設資材の種類や方向を揃えたり、建設機器を整然と並べるなどしてすっきりとした現場環境の保持に努める。
<input type="checkbox"/>	A-3. 現場事務所等の仮設物は、民地あるいは市民が通常通行する道路などの場所から離して建てたり、色彩の工夫などにより、周囲への圧迫感や威圧感を軽減する。
<input type="checkbox"/>	A-4. 現場及びその周囲では、砂埃や路面への泥はねの処理を含む清掃に努める。
<input type="checkbox"/>	A-5. 仮囲いなどの建設機材に対して、景観的な配慮を施すよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	A-6. 将来の維持修繕を予め検討した上で、景観に配慮した材料を使用するよう努める。
<input type="checkbox"/>	A-7. 上下水道、消火栓、ガス等のマンホールの蓋は華美な装飾を施さないよう努めるとともに、構造上可能な限り、周囲で用いている舗装材をマンホールの蓋に施し、一体的なデザインとする。

**維持管理段階****【5路線共通】****■基本事項**

チェック年月日	
チェック担当者	

**■配慮内容のチェックリスト**

5路線共通	
<input type="checkbox"/>	A-1. 道路の破損などの異常を早期に発見し補修できるよう、道路パトロール(三保駒越線、神の道)による日常的な見回りを実施する。
<input type="checkbox"/>	A-2. 担当者が変わっても、適切な維持管理が引き継がれるよう、維持管理における景観形成上の基本的な考え方やスケジュールを作成する。
<input type="checkbox"/>	A-3. 素材や形態意匠を踏襲でき、維持管理がしやすいよう、照明灯などは既製品を基本とする。
<input type="checkbox"/>	A-4. 歩道舗装の打ち換えや標識柱の塗り替えなどの修繕は、現状の素材や形態意匠、色彩などを踏襲することを基本とする。ただし、維持管理上又は景観上見直しが必要と判断される場合は、関係者間で仕様を協議・調整のうえ修繕する。
<input type="checkbox"/>	A-5. 塗装による修繕の際は、修繕箇所のみを塗装するのではなく、修繕箇所を含めた一定の区画など、区切りのよい範囲を対象として行い、修繕箇所が目立たないようにする。
<input type="checkbox"/>	A-6. 舗装の色彩は、維持管理上及び景観上の観点から、関係者間で仕様を協議・調整の上決定する。

三保半島景観形成ガイドライン  
[道路編]

平成 27 年 4 月 初版発行

発行者 静岡市都市局建築部建築総務課  
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号  
電話 054-221-1049